八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター/同消費生活啓発推進委員会

2020年11月(令和2年)第111号

二回目の特別定額給付金?!給付を**騙**ったメールに注意!

かた

総務省を騙るメールアドレスから、「二回目特別定額給付金の特設サイトを開設しました。」といった旨及び偽の特設サイトに誘導するリンクが含まれたメールが送信される事案が発生しています。

このようなメール及びサイトは、総務省も含め、行政機関によるものではなく、情報の詐取などを目的としたものと思われますので、決し



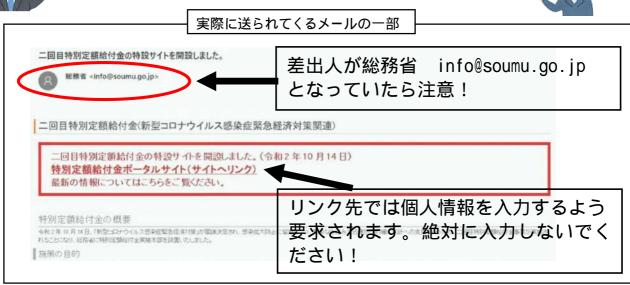
てリンクにアクセスせず、当該メールを削除してください。また、特別定額給付金について、政府や市からメールなどでお知らせをすることはありませんので、総務省や行政機関を名乗ったメールが届いたとしても、同様のものと考えられますので、ご注意ください。

総務省ホームページより抜粋



被害にあわない為のアドバイス





この他にも行政機関や関連団体を騙ったメール等が届いたという事案が発生しています。**不審なメールなどには反応しない**ように気をつけましょう。

少しでも不安・不審なことがありましたら下記までお電話下さい八王子市消費生活センター 042-631-5455(相談専用)

こんな時代だから知っておきたい!この時代に合わせた食とくらしの知恵

食文化研究家の魚柄仁之助さんから消費生活を身の丈に合わせ、再整理するくらしを見直すヒントを伺います。

日時:令和2年11月20日(金) 午後2時~4時

会場:クリエイトホール 5 階ホール 講師:魚柄 仁之助さん(食文化研究家)



講演会同時開催:フードドライブを実施します

ご家庭で余っている食品をお持ち下さい。集めた食品はフードバンク八王子に寄付します。

<u>受け取れるもの</u>

賞味期限2か月以上で未開封の食品、缶詰、フリーズドライ食品、調味料、飲料、乾麺、パスタなど(お米のみ精米後2年以内の国産)

受け取れないもの

・賞味期限2か月未満の食品、開封済みの食品、生鮮品、冷凍品、酒類など



キャッシュレス決済の利用 見えないお金の話

キャッシュレス決済の種類や利用方法、注意点などをわかりやすくお話しします。

日時:令和2年12月4日(金) 午後2時~3時30分

会場:クリエイトホール 11階 視聴覚室

講師:山本国際コンサルタンツ 代表 山本 正行 さん

定員:35名(先着順)



講演会・教育講座は事前の申込が必要です。

申込電話番号: 042-631-5456 消費生活センターまで

八王子市消費生活センター

相談専用電話:042-631-5455

■ 相談時間 ➤ 午前 9 時~午後 4 時 30 分

■ 相談日 ➤ 月曜日~土曜日 (祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は守られます。

*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

■ 問い合わせ ➤ 電話: 042-631-5456 FAX: 042-643-0025 〒192-0082 八王子市東町 5-6 クリエイトホール地下 1 階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAX ではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせは FAX でもお受けしています。

